

規 則

埼玉県平和資料館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第十五号

埼玉県平和資料館管理規則の一部を改正する規則

埼玉県平和資料館管理規則（平成五年埼玉県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

様式第一号に注として次のように加える。

注 氏名（団体にあつては、代表者の氏名）を自署することにより、押印を省略することができません。

様式第三号の注を次のように改める。

注 1 法人格を有しない団体の場合は、代表者の氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

2 輸送方法の欄には、「自家用車」、「運送業者委託」などと記入してください。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前の埼玉県平和資料館管理規則に定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。